

平成 24 年 11 月 15 日

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟  
会長 青木 久直  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木リビン 401 号  
電話 03-3354-4162

**納税者権利憲章の制定についての意見・要望**  
～ 「納税者憲章」ではなく「納税者権利憲章」の制定を～

時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

当連盟におきましては、これまで長年にわたり、納税者権利憲章の制定を求めて提言や陳情などの活動を行ってきており、現在も引き続き、納税者権利憲章の制定に向けて、積極的な意見を発信しているところであります。

しかし、貴会は、平成 25 年度・税制改正に関する建議書（平成 24 年 6 月 28 日）においては、納税者権利憲章ではなく、納税者憲章という名称を用いて建議をされています。

当連盟としては、貴会が納税者権利憲章の「権利」という重要な 2 文字を除いて建議をされたことは、国民・納税者の視点に欠けた、本来あるべき方向性を見失った行為であり、納税者との信頼と絆により成り立つ税理士制度の根幹をゆるがす大きな問題であると考え、今後は、名実ともに「権利」の憲章として納税者権利憲章を制定するよう、関係諸官庁に積極的に意見発信して頂くことを要望するものであります。

**1. 名称は「納税者憲章」とすべきではなく、「納税者権利憲章」とすべきである**

納税者権利憲章の議論の発端は、諸外国にあるような、納税者の権利を保護するための明文規定が日本の租税制度においては存在せず、納税者の権利と義務が極めてアンバランスな状態に置かれているという問題認識である。

そこで、納税者の基本的権利や税務行政側からの情報提供、そして納税者の誠実性の推定などについて盛り込んだ納税者権利憲章を法律の拘束力をもったものとして制定するこ

とが望まれているのである。納税者権利憲章は、納税者の権利擁護について、力強く、そして格調高く宣言するものでなければならぬのであり、そのように宣言され、広く国民に周知されてはじめて実効性のあるものとなる。その結果、納税者の義務を中心として制定された現行の日本の租税制度の中で納税者の権利と義務のバランスが保たれるのである。

よって、納税者権利憲章の名称から、その象徴である「権利」の2文字を除いてはならないのである。

## 2. そもそも名称を「納税者憲章」とするべき理由がない

納税者憲章とすることもありえるのではないかという議論は、税制調査会において既にされており、その結果、納税者憲章という名称は採用されず、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日)において「名称は納税者権利憲章とする」と閣議決定がされている。

貴会も平成23年度税制改正に関する建議書(平成22年6月24日)においては「納税者権利憲章(仮称)」として建議を行っており、また、翌年の税制調査会におけるヒアリングの場においても、納税者権利憲章については既に法案として通ったことを前提として要望項目にあげなかったものの、どこよりも熱い気持ちをもって、積極的に対応していくといった旨の答弁をされている。

このような背景に鑑みれば、あえて名称を納税者憲章と変えるような主張には理由がないだけでなく、貴会が(即ち税理士が)納税者の権利をないがしろにする存在であるかのような印象を与えかねず、建議権を有する団体の使命に照らしても非常に問題があると言わざるを得ない。

## 3. 納税者の義務に関する規定は「納税者権利憲章」に掲げるべきではない

貴会は、納税者憲章及び国税通則法の法定記載項目として、「実質的な納税者の権利利益の保護と納税者の義務に関する項目を掲げるべきである。」としている。

しかし、納税者権利憲章には、納税者の義務に関する事項は掲げるべきではない。

憲章の中に納税者の義務を掲げると、安易に「権利を与えるのであるから義務も受忍すべき」という論調に流れ、納税者の権利保護あるいは権利救済制度の整備・強化を口実として、いたずらに納税者の義務や罰則を強化する方向に議論が向かうことも懸念される。また、条文上は権利義務がバランスよく規定されたように見えても、例えば納税者の権利

に関する規定はいわゆるプログラム規定や努力義務規定といった訓辞規定的なものに留め置き、義務や罰則に関する規定は法的拘束力のある規定として導入するといった形をとることで、実質的には課税・徴収のみを強化し、義務や罰則のみが機能するような制度にするといったことが画策されても一般国民にはわかりにくいという問題もある。

よって、納税者の権利と義務をバランスよく周知するという目的については、納税者の権利に関する規定である納税者権利憲章が法律の拘束力をもったものとして国税通則法に明文化された後に、納税者の義務に関する規定とセットにして説明をしたパンフレットを作成すればよいのであり、納税者権利憲章の中に、納税者の義務に関する規定は掲げるべきではない。

#### 4. 世界のモデルとしての「納税者権利憲章」が望まれている

1990年にOECDは、納税者の権利擁護に関する法律や規則が各国において強化されつつある点に注目し、各国の納税者の権利擁護や税務調査の現状の国際比較を行い、納税者の権利として確保されなければならない基本的権利を抽出した報告書を公表した。

このOECDの報告書は各国における納税者権利憲章の制定や改正に大きな影響を与えており、貴会が財団法人日本税務研究センターに研究を委託し公表された「納税者権利憲章研究会」報告書（平成22年7月）においても、「日本における納税者権利憲章の制定を考える場合、このOECDの報告書で指摘された納税者の基本的権利の水準を下回る内容とすることには問題があろう。」と分析がなされている。

1970年代から1990年代にかけて先進諸国が次々と納税者権利憲章を制定する中、日本では幾多の要望にもかかわらず制定がなされないまま納税者主権がないがしろにされてきた。消費税増税をはじめとする大增税時代に向かう今こそ、世界中の権利憲章のモデルとなる、納税者の権利擁護を力強く、そして格調高く謳いあげる納税者権利憲章が、日本には必要なのである。

最後に、金子宏東京大学名誉教授が納税者権利憲章について、次のように述べているので紹介させて頂く。

「・・・、租税の賦課・徴収は法律の定めに基づいて行わなければならないこと、従ってそれが違法に行われた場合には納税者の権利は十分に保護されなければならないこと等を、力強く、そして格調高く謳いあげる内容のものであることが望ましい。若しそのようなものができたら、日本の納税者権利憲章は、世界中の権利憲章の中で最もすぐれたモデルとなるのではなからうか。」（ZEIKEN2011年11月号(No.160)「時流」より）

以上